

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成14年5月17日

住所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号

氏名 旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 榮和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 菅原



許可の年月日	平成14年5月17日	許可番号	旭環対指令第140024号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2 (木くずの破碎施設) 木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず		
設置場所	北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目137番172、260		
処理能力	317.52t/日(12時間)	26.46t/時間	
許可の条件			
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の見査を受けること。		

平成15年 3月14日 許可証書換え交付

(日本工業規格 A列4番)